

生命保険を活用した相続対策の留意点 ～みなし贈与による相続対策～ その8

シリーズで生命保険を活用した相続対策の留意点について解説をしています。今回（第8回）は、生命保険を活用したみなし贈与による相続対策について検証します。

高齢の者が長期間に渡り贈与を実行したいと考える場合に、途中で認知症になってしまうなどの事由で、贈与の意思表示が困難となることも予想されます。そこで、終身保険の保険金の一部を生存給付金として受け取ることができる商品を活用して推定相続人等を受取人としておけば、その生存給付金を受け取った都度、みなし贈与があったものとして贈与税の課税の対象とされます。

生存給付金による贈与は、相続税法の規定に基づくみなし贈与に該当し、相続税法5条（贈与により取得したものとみなす場合）の規定に基づき課税されることから、民法上の贈与のように贈与者と受贈者の意思表示の有無に関わらず贈与税が課されることとなります。したがって、将来の相続税の税務調査において、贈与が否認される心配がなく、確実な財産移転を図ることができます。

民法上の贈与は、贈与者が認知症などで意思表示が困難となった場合、実行することが不可能となりますが、生存給付金については、仮に契約者が意思表示が困難となっても当初の契約に基づき生存給付金の支払が継続して行われる点でも相続対策として有効です。

一方、定期金給付契約に基づき、例えば、毎年400万円ずつ10年間にわたって贈与を受けることが贈与者との間で約束されている場合には、その契約をした年において、定期金給付契約に基づく定期金に関する権利の贈与を受けたものとして定期金の評価額に対して贈与税が課されることとされています。

【設例】

1. 契約者（推定被相続人） 父
2. 生命保険の内容

- ① 生存給付金付終身保険契約者及び被保険者 父
- ② 終身保険金額 1,000万円
- ③ 生存給付金対象額 4,000万円（契約日の1か月後を第1回とし10年間にわたり支払われる。）

※生存給付金の支払期間中に被保険者に保険事故が発生した場合には、終身保険金額に生存給付金の未払残額を加算した金額が死亡保険金として支払われる。

- ④ 死亡保険金の受取人 長男（40歳）
- ⑤ 生存給付金の受取人 長男

＜課税関係＞

（1）生存給付金に対する課税

生命保険金等の支払があった場合において、その生命保険契約に係る保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、この生命保険金等の支払があった時において、保険金受取人が、その取得した保険金のうち当該保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額のこれらの契約に係る保険料でこれらの保険事故が発生した時まで払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を当該保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなすこととされています。そのため当該生存給付金についても、保険料は契約者である父が負担していたため、長男が受け取った生存給付金については、父から贈与により受け取ったものとみなされ、贈与税が課されることとなります。

長男に課される贈与税 $(400万円 - 110万円) \times 15\% - 10万円 = 33.5万円$

（2）死亡保険金に対する課税

被保険者である父の死亡により支払われた死亡保険金については、その保険料を被相続人が負担していたときにはその受取人が相続又は遺贈によりその保険金を取得したとみなされて相続税が課されることとされていることから、当該死亡保険金は長男に対して相続税が課されることとなります。

＜定期贈与に該当しないか＞

設例のような生存給付金については、被保険者に生存給付金支払期間の途中で保険事故が発生した場合には、未払の生存給付金については支払われず死亡保険金としてその受取人に支払われることから、定期金の支払額が確定しているとはいえないと考えられます。また、生存給付金の受取人は、契約者の意向でいつでも変更することができることから、契約時の生存給付金の受取人が受け取ることができる給付金の額を確定することは困難であることから、この生存給付金が定期金として課税されることはないと考えられます。

（文責： 山本和義）